

指定管理者募集に係る参考資料集 (東部スポーツ広場)

1	施設概要
2	施設位置図
3	管理範囲図
4	施設写真
5	施設利用状況
6	収支決算書
7	利用料金等一覧
8	備品一覧
9	指定管理者選定評価票
10	佐世保市東部スポーツ広場条例
11	佐世保市東部スポーツ広場条例施行規則
12	体育施設優先使用に関する要綱
13	学校ナイター管理業務仕様書

令和 7 年 8 月

佐世保市文化スポーツ部スポーツ振興課

施設概要（東部スポーツ広場）

1 ソフトボール場

建設年月：平成6年3月

面積：13,615 m²

詳細：ソフトボール2面（夜間照明有）
内野黒土、外野天然芝

2 ラグビー・サッカー場

建設年月：平成6年3月

面積：15,532 m²

詳細：ラグビー1面、サッカー1面、ホッケー1面
天然芝グラウンド、土盛スタンド

3 ゲートボール場

建設年月：平成6年3月

面積：3,000 m²

詳細：ゲートボール6面

4 体育館

①メインアリーナ

建築年月：平成25年7月

アリーナ面積：1,748 m² (46m×38m) ※利用可能面（台）数は下表のとおり

種目名	利用可能面（台）数
ハンドボール	1面
バスケットボール	2面
バレーボール	2面
バドミントン	10面
卓球	24台

天井高：12.5m（最上部18.6m）

固定観覧席：819席

照明設備：水銀灯（1kW、56灯（作業灯8灯を含む））

②サブアリーナ

建築年月：平成25年7月

アリーナ面積：704 m² (32m×22m) ※利用可能面（台）数は下表のとおり

種目名	利用可能面（台）数
バスケットボール	1面
バレーボール	1面
バドミントン	4面
卓球	10台

天井高：天井高11.3m（最上部12.6m）

照明設備：水銀灯（0.4kW、20灯）

③その他

1階：多目的室、研修室（36人収容）、控室A（12人収容）、控室B（12人収容）、医務室、放送室、授乳室、男女更衣室、トイレ、シャワー室、エレベーター、指定管理者用事務室、総合型地域スポーツクラブ（東部スポーツクラブきずな）用事務室

2階：観覧席（819席）、授乳室、トイレ

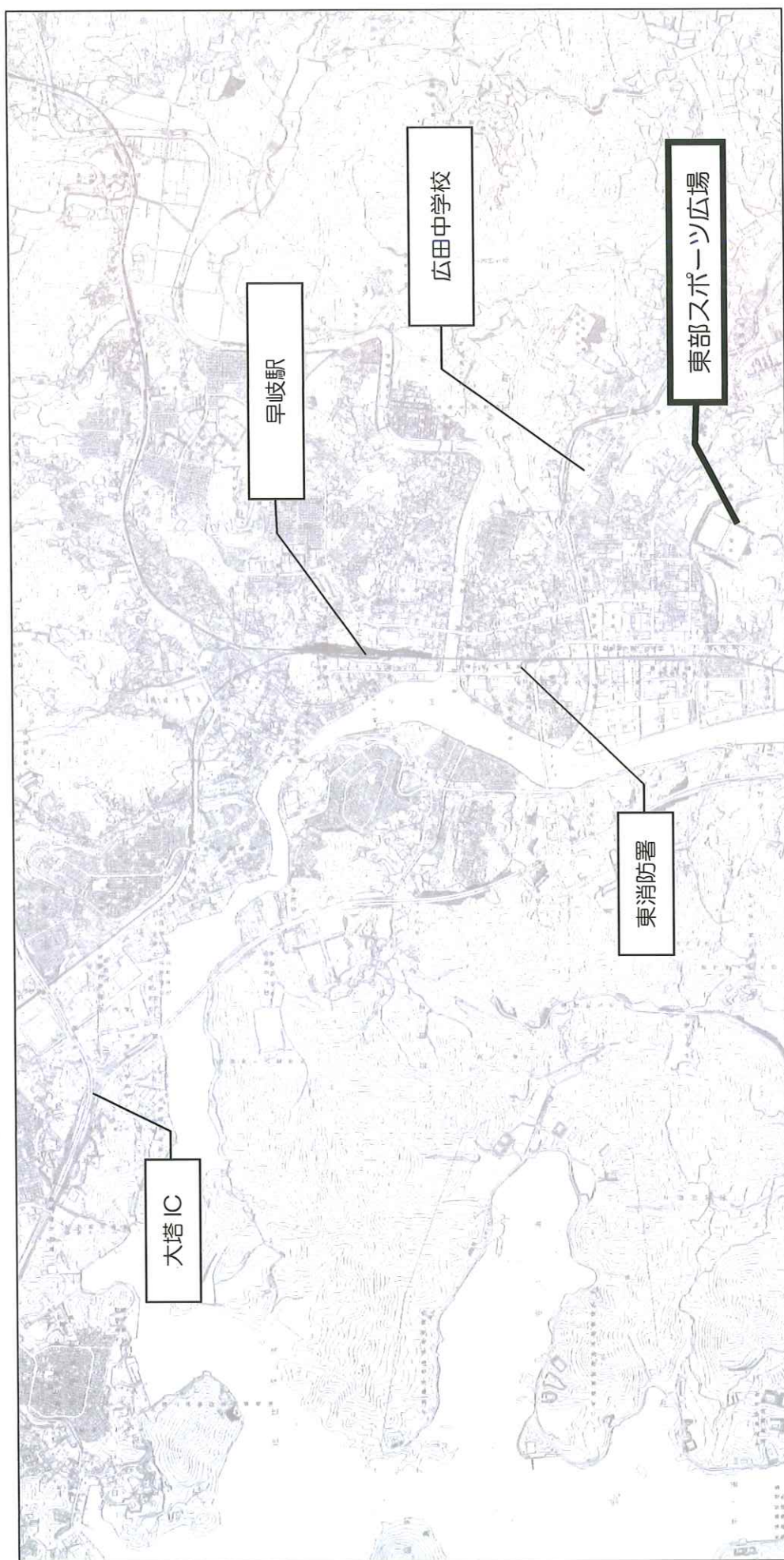
5 駐車場

ソフトボール場、ラグビー・サッカー場周辺：116 台

体育館周辺：普通車 459 台、大型車 16 台、障がい者用 10 台

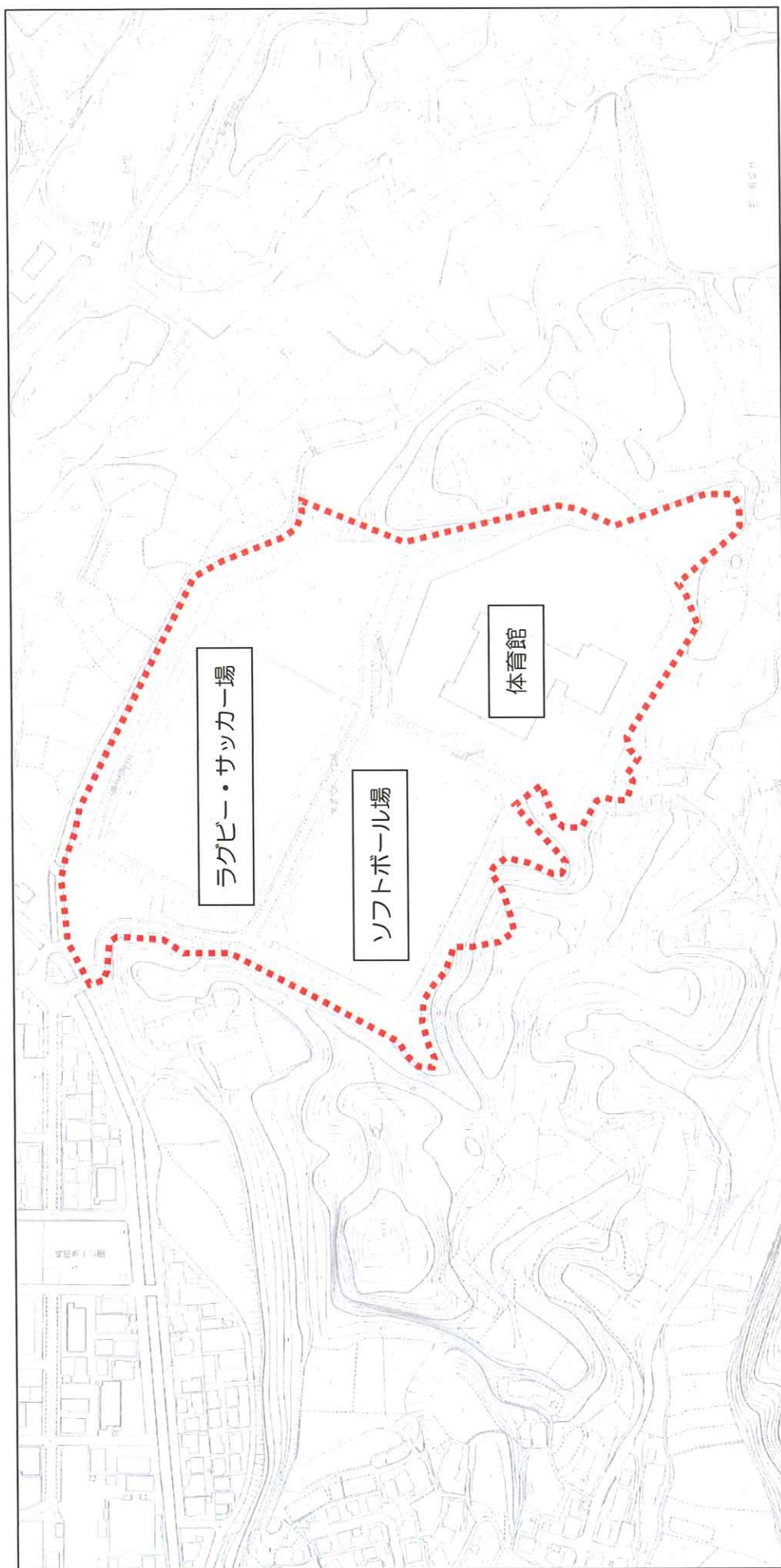
以 上

施設位置図



※早岐駅と東部スポーツ広場は、直線距離約2 km

管理範囲図



※管理範囲を示す図は目安である。

施設写真

東部スポーツ広場（外観）



体育館（外観）



施設写真

体育館メインアリーナ（内観）



体育館サブアリーナ（内観）



施設写真

ラグビー・サッカー場（外観）



ソフトボール場（内観）



施設写真

ゲートボール場（内観）



施設利用状況(東部スポーツ広場)

		区 分	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算/参考)
東部スポーツ広場	ソフトボール場	利用日数	180	195	220	217
		利用件数	255	244	289	285
		利用人数	11,693	12,151	12,644	9,846
		利用料金	501,120	552,300	676,440	596,620
		照明代	180,830	94,950	233,360	201,060
		収入合計	681,950	647,250	909,800	838,480
	ラグビー・サッカー場	利用日数	109	103	105	129
		利用件数	113	104	111	138
		利用人数	17,166	13,808	11,121	15,277
		利用料金	666,000	693,250	707,210	643,110
		収入合計	666,000	693,250	707,210	736,610
	ゲートボール場	利用日数	161	184	189	183
		利用件数	225	261	292	340
		利用人数	2,450	2,444	2,583	2,823
		収入合計	0	0	0	0
	体育館	利用日数	322	358	358	355
		利用件数	3,601	4,039	4,019	4,505
		利用人数	56,023	66,365	70,839	74,286
		利用料金	6,890,270	7,970,080	8,413,990	8,662,420
		照明代	1,417,110	1,778,190	1,819,040	1,808,410
		その他実費	1,520,200	1,670,420	2,291,860	2,706,100
		収入合計	9,827,580	11,418,690	12,524,890	13,176,930
	小 計	延べ利用日数	772	840	872	884
		延べ利用件数	4,194	4,648	4,711	5,268
		延べ利用人数	87,332	94,768	97,187	102,232
		利用料金	8,057,390	9,215,630	9,797,640	9,902,150
		照明代	1,597,940	1,873,140	2,052,400	2,009,470
		その他実費	1,520,200	1,670,420	2,291,860	2,840,400
		収入合計	11,175,530	12,759,190	14,141,900	14,752,020

収支決算書（佐世保市東部スポーツ広場）

（収入）

（単位：円）

科 目	R3	R4	R5	R6（参考）
利用料金	8,057,390	9,215,630	9,797,640	9,902,150
実費徴収金	3,118,140	3,543,560	4,344,260	4,715,570
雑収入	199,778	434,210	145,539	246,196
負担金収入	0	0	0	0
収入合計	11,375,308	13,193,400	14,287,439	14,863,916

（支出）

科目	R3	R4	R5	R6（参考）
人件費合計	25,493,138	25,239,288	25,442,165	26,545,463
報償費	0	0	0	0
旅費交通費	72,040	46,980	129,120	163,100
需用費	11,043,824	12,889,387	13,670,145	15,313,718
	消耗品	3,294,310	3,250,862	3,112,399
	燃料費	253,414	299,186	225,766
	印刷製本費	340,000	367,462	529,388
	光熱水費	5,569,866	7,851,929	8,026,417
	修繕費	1,586,234	1,119,948	1,011,266
役務費	1,214,072	1,343,644	1,418,930	1,633,276
	通信運搬費	269,705	245,683	233,972
	手数料	733,907	872,511	929,398
	保険料	210,460	225,450	255,560
委託料	7,732,224	7,901,384	7,723,114	8,114,114
賃借料及び使用料	368,134	495,955	344,344	229,172
原材料費	874,548	373,367	413,738	461,344
負担金	0	0	0	0
物件費合計	21,304,842	23,050,717	23,699,391	25,914,724
租税公課費合計	2,509,600	2,525,800	2,683,550	2,744,688
支出合計	49,307,580	50,815,805	51,825,106	55,204,875

指定管理料（予算ベース）	37,654,000	37,708,871	39,292,000	41,454,000
--------------	------------	------------	------------	------------

（参考）不用額 〔指定管理料－（支出合計－収入合計）〕	△ 278,272	86,466	1,754,333	1,113,041
--------------------------------	-----------	--------	-----------	-----------

（留意事項）

本資料は、条例上休館日となっている火曜日を開場した収支決算である。

東部スポーツ広場利用料金

1 グラウンド

①利用料金

区 分		利用料金	
		市民 (市内の団体)	市民以外の者 (市外の団体)
ソフトボール場	1面1時間につき	590円	780円
ラグビー・サッカー場	全面1時間につき	1,470円	1,750円
	半面1時間につき	730円	880円

備考

- 1 高校生（中等教育学校の後期課程の在生を含む。以下同じ。）以下の利用については、規定の利用料金の半額とする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、これを1時間として計算する。
- 3 規則に規定する利用時間以外の時間に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に2割を加算した額とする。
- 4 やむを得ない理由により休場日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に2割を加算した額とする。

②ナイター照明料金

区 分	単 位	照明料金
ソフトボール場	1面につき30分までごとに	1,930円
	照明塔1基につき30分までごとに	490円

2 体育館

①メインアリーナ利用料金

(イ) 専用利用料金

利用時間			自 午前9時 至 午後1時	自 午後1時 至 午後5時	自 午後5時 至 午後9時
区分					
営利を目的と しない場合	体育・スポーツに 利用する場合	入場料等を徴収 しない場合	8,640円	8,640円	8,640円
		入場料等を徴収 する場合	25,920円	25,920円	25,920円
	体育・スポーツ以 外に利用する場合	入場料等を徴収 しない場合	25,920円	25,920円	25,920円
		入場料等を徴収 する場合	77,760円	77,760円	77,760円
営利を目的とする場合			233,280円	233,280円	233,280円

(ロ) 練習利用料金

区 分	利用料金	
	市民 (市内の団体)	市民以外の者 (市外の団体)
ハンドボールコート 1 面 1 時間につき	2,160円	2,700円
バスケットボールコート 1 面 1 時間につき	1,080円	1,350円
バレーボールコート 1 面 1 時間につき	880円	1,100円
バドミントンコート 1 面 1 時間につき	430円	530円
卓球台 1 台 1 時間につき	280円	350円

②サブアリーナ利用料金

(イ) 専用利用料金

区分		利用時間	自 午前 9 時 至 午後 1 時	自 午後 1 時 至 午後 5 時	自 午後 5 時 至 午後 9 時
営利を目的としない場合	体育・スポーツに利用 する場合		4,320円	4,320円	4,320円
	体育・スポーツ以外に 利用する場合		8,640円	8,640円	8,640円
営利を目的とする場合			77,760円	77,760円	77,760円

(ロ) 練習利用料金

区 分	利用料金	
	市民 (市内の団体)	市民以外の者 (市外の団体)
バスケットボールコート 1 面 1 時間につき	1,080円	1,350円
バレーボールコート 1 面 1 時間につき	880円	1,100円
バドミントンコート 1 面 1 時間につき	430円	530円
卓球台 1 台 1 時間につき	280円	350円

③附属施設利用料金

区 分	専用附帯利用 (1 利用につ き)	個別利用 (1 時間につき)	
		市民 (市内の団体)	市民以外の者 (市外の団体)
多目的室	620円	390円	520円
控室 A・B	470円	290円	390円
研修室	950円	600円	790円

備考

1 入場料等を徴収する場合には、規定の利用料金に次に掲げる額を加算する。

(イ) 営利を目的としない場合

入場料等の最高額を24倍した額(ただし、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)以下の学校及びその団体にあっては、12倍とする。)

(ロ) 営利を目的とする場合

入場料等の最高額を40倍した額

- 2 専用利用料金のうち高等学校以下の学校団体その他市長が定める団体が高校生以下を参加対象者として主催する行事で、市レベルの規模以上のものに係る利用については、規定の利用料金の半額とする。
- 3 練習利用料金のうち、高校生以下の利用については、規定の利用料金の半額とする。
- 4 準備又は後片付けに係る利用については、規定の利用料金の3分の1とする。
- 5 専用利用において、午前9時から午後9時までの時間以外の時間に利用する場合には、利用時間1時間までごとに規定の利用料金の1時間相当額に2割を加算した額を徴収する。
- 6 練習利用時間及び附属施設の個別利用時間は、1時間を単位とする。ただし、管理運営上必要と認められる時間帯については、利用時間の単位を2時間とすることができる。
- 7 前号の場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。
- 8 やむを得ない理由により休館日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に2割を加算した額とする。

④器具利用料金

種別 \ 区分	器具名	単位	1 利用につき	備 考
音響器具	拡声装置	一式	1,590円	ワイヤレスマイク 2 本付
	ワイヤレスマイク	1 本	1,070円	
	CD・MDプレーヤー	一式	530円	
	ダイナミックマイク	1 本	310円	
	拡声装置	一式	1,060円	サブアリーナ
その他器具	コンセント	1 個	210円	
	電光得点表示板	1 組	530円	
	長机	1 脚	50円	
	椅子	1 脚	10円	

⑤体育館照明料金

(イ) メインアリーナ

区 分	灯 数	1 時間あたり
全面(全灯)	48	1,380円
全面(半灯)	24	700円
1/2面(バレー・バスケット)全灯	24	700円
1/2 面(バレー・バスケット)半灯	12	360円
1/10 面(バドミントン)全灯	8	140円
1/10 面(バドミントン)半灯	4	80円

(ロ) サブアリーナ

区 分	灯 数	1 時間あたり
全面(全灯)	20	240円
全面(半灯)	12	120円
1/4 面(バドミントン)全灯	4	60円

⑥体育館空調料金

(イ) コインタイマー式(100円硬貨専用)

	100円あたり作動時間(分)	
	冷房	暖房
控室 A	50分	50分
控室 B	50分	50分
研修室	20分	20分

(ロ) 受付徴収方式

	1 時間あたりの料金	
	冷房	暖房
玄関・E V 周辺	560円	620円
医務室	60円	80円

放送室	40円	40円
多目的室	320円	340円
男子更衣室	120円	140円
女子更衣室	120円	140円
ホール	460円	520円
談話コーナー	220円	260円
メインアリーナ下	2,400円	2,680円
メインアリーナ上	4,640円	5,220円
サブアリーナ	1,200円	1,340円

⑦シャワー料金

コインタイマー式(100円硬貨専用)

施設名	時 間	料 金
体育館	5分あたり	100円

備品一覽

取得年月日	規 格	設置場所等
2013/7/29	診察台	東部スポーツ広場体育館
2020/6/8	二相性波形自動体外式除細動器（ＡＥＤ）	東部スポーツ広場体育館
2021/2/1	ストレッチャー	東部スポーツ広場
1999/1/31	絨毛氈 1800×3600 ４組（２枚１対）	東部スポーツ広場体育館
2013/1/29	テント	東部スポーツ広場
2014/1/29	テント	東部スポーツ広場
2014/1/29	テント	東部スポーツ広場
2014/1/29	テント	東部スポーツ広場
2014/9/10	ターボリンシート巻取機	東部スポーツ広場体育館
2014/9/10	ターボリンシート巻取機	東部スポーツ広場体育館
1994/6/30	組み立て式テント ２間×３間	東部スポーツ広場
1994/6/30	組み立て式テント ２間×３間	東部スポーツ広場
2015/10/28	テント	東部スポーツ広場
2015/10/28	テント	東部スポーツ広場
2013/7/31	コインロッカー	東部スポーツ広場体育館
2013/7/31	コインロッカー	東部スポーツ広場体育館
2013/7/31	コインロッカー	東部スポーツ広場体育館
2013/7/31	コインロッカー	東部スポーツ広場体育館
2013/7/31	コインロッカー	東部スポーツ広場体育館
2013/7/31	コインロッカー	東部スポーツ広場体育館
2013/7/31	コインロッカー	東部スポーツ広場体育館
2013/7/31	コインロッカー	東部スポーツ広場体育館
2013/7/31	コインロッカー	東部スポーツ広場体育館
2013/7/31	コインロッカー	東部スポーツ広場体育館
2013/7/31	コインロッカー	東部スポーツ広場体育館
2013/7/31	ポータブルステージ	東部スポーツ広場体育館
2013/7/31	ポータブルステージ	東部スポーツ広場体育館
2013/7/31	ポータブルステージ	東部スポーツ広場体育館
2013/7/31	ポータブルステージ	東部スポーツ広場体育館
2013/7/31	ポータブルステージ	東部スポーツ広場体育館
2014/3/5	レジスター	東部スポーツ広場体育館
2015/3/11	ショーケース	東部スポーツ広場体育館
1989/3/6	折りたたみ椅子 サンケイＣＦ０４－ＣＸ	東部スポーツ広場
1989/3/6	折りたたみ椅子 サンケイＣＦ０４－ＣＸ	東部スポーツ広場
1989/3/6	折りたたみ椅子 サンケイＣＦ０４－ＣＸ	東部スポーツ広場
1989/3/6	折りたたみ椅子 サンケイＣＦ０４－ＣＸ	東部スポーツ広場
1989/3/6	折りたたみ椅子 サンケイＣＦ０４－ＣＸ	東部スポーツ広場
1989/3/6	折りたたみ椅子 サンケイＣＦ０４－ＣＸ	東部スポーツ広場
1989/3/6	折りたたみ椅子 サンケイＣＦ０４－ＣＸ	東部スポーツ広場
1989/3/6	折りたたみ椅子 サンケイＣＦ０４－ＣＸ	東部スポーツ広場
1989/3/6	折りたたみ椅子 サンケイＣＦ０４－ＣＸ	東部スポーツ広場
1989/3/6	折りたたみ椅子 サンケイＣＦ０４－ＣＸ	東部スポーツ広場
1989/3/6	折りたたみ椅子 サンケイＣＦ０４－ＣＸ	東部スポーツ広場
1989/3/6	折りたたみ椅子 サンケイＣＦ０４－ＣＸ	東部スポーツ広場
1989/3/6	折りたたみ椅子 サンケイＣＦ０４－ＣＸ	東部スポーツ広場
1989/3/6	折りたたみ椅子 サンケイＣＦ０４－ＣＸ	東部スポーツ広場
1989/3/6	折りたたみ椅子 サンケイＣＦ０４－ＣＸ	東部スポーツ広場
1989/3/6	折りたたみ椅子 サンケイＣＦ０４－ＣＸ	東部スポーツ広場
1989/3/6	折りたたみ椅子 サンケイＣＦ０４－ＣＸ	東部スポーツ広場
1989/3/6	折りたたみ椅子 サンケイＣＦ０４－ＣＸ	東部スポーツ広場
1989/3/6	折りたたみ椅子 サンケイＣＦ０４－ＣＸ	東部スポーツ広場
2008/5/16	ジュニア用サッカーゴール	東部スポーツ広場
2013/7/29	マットトラック	東部スポーツ広場体育館
2013/7/30	ハンドボール用ゴール(ネット含む)	東部スポーツ広場体育館
2013/7/30	ハンドボール用ゴール(ネット含む)	東部スポーツ広場体育館
2013/7/31	フットサル用ゴール(ネット等を含む)	東部スポーツ広場体育館

[illegible]

取得年月日	規 格	設置場所等
2013/8/19	バドミントン用得点板	東部スポーツ広場体育館
2013/8/19	バドミントン用得点板	東部スポーツ広場体育館
2013/8/19	バドミントン用得点板	東部スポーツ広場体育館
2013/8/19	バドミントン用得点板	東部スポーツ広場体育館
2013/8/19	バドミントン用得点板	東部スポーツ広場体育館
2013/8/19	バドミントン用得点板	東部スポーツ広場体育館
2013/8/19	バドミントン用得点板	東部スポーツ広場体育館
2013/8/19	バドミントン用得点板	東部スポーツ広場体育館
2013/8/19	バドミントン用得点板	東部スポーツ広場体育館
2013/8/19	バドミントン用得点板	東部スポーツ広場体育館
2013/8/19	バドミントン用得点板	東部スポーツ広場体育館
2013/8/19	バドミントン用得点板	東部スポーツ広場体育館
2013/8/19	バドミントン用得点板	東部スポーツ広場体育館
2013/8/19	バドミントン用得点板	東部スポーツ広場体育館
2013/8/19	テニスポスト(屋内用)	東部スポーツ広場体育館
2013/8/19	テニスポスト(屋内用)	東部スポーツ広場体育館
2013/10/10	バレーボール用支柱	東部スポーツ広場体育館
2013/10/10	バレーボール用支柱	東部スポーツ広場体育館
2013/10/10	バレーボール用支柱	東部スポーツ広場体育館
2013/12/24	マットトラック	東部スポーツ広場体育館
2014/1/10	マットトラック	東部スポーツ広場体育館
2014/3/10	移動式バスケゴール用ヒティングゲージ	東部スポーツ広場体育館
2014/3/10	移動式バスケゴール用ヒティングゲージ	東部スポーツ広場体育館
1995/1/24	ラグビー用ボールセット SP80R	東部スポーツ広場
1995/3/8	スポーツタイマー TOEI B-843	東部スポーツ広場
2000/11/6	フットサル用ゴールネット付 TOEI LIGHT K-80	東部スポーツ広場
2018/1/19	フットサル用ゴール	東部スポーツ広場体育館
2018/1/19	フットサル用ゴール	東部スポーツ広場体育館
2018/10/19	一般用サッカーゴール	東部スポーツ広場 ラグビー・サッカー場
1994/9/30	BS-997 小川長春館NS-150	東部スポーツ広場
2002/3/29	FUKUJUSO事務局ホームランメーカーズ	東部スポーツ広場
2002/3/29	FUKUJUSO事務局ホームランメーカーズ	東部スポーツ広場
1994/9/30	DJ9801 (ボールバット付)	東部スポーツ広場
2014/3/10	移動式バスケットゴール	東部スポーツ広場体育館
2014/3/10	移動式バスケットゴール	東部スポーツ広場体育館
2013/7/31	システムカウンター式	東部スポーツ広場体育館
1996/6/13	東興産業(株)製	東部スポーツ広場 大倉庫
1995/5/25	F12D型	東部スポーツ広場 大倉庫
2005/1/26	(ハンチカットノシーダー) 東興産業(株) OS-2848型	東部スポーツ広場
2014/1/21	ハンドボール用ディフェンスマット	東部スポーツ広場体育館
2012/12/20	ワイヤレス受信機	東部スポーツ広場
1995/2/22	エンジン溶接機 新ダイワEW302D	東部スポーツ広場
2002/5/23	刃研ぎ機 バロネスRM20A	東部スポーツ広場
2017/3/31	乾湿両用集塵機	東部スポーツ広場体育館
2013/11/27	ゴミ保管庫	東部スポーツ広場体育館
1995/2/17	リヤカー 900×1500	東部スポーツ広場
1994/6/8	耐火金庫 57タイプ	東部スポーツ広場
1993/3/25	バロネス草刈機 (GM65AW)	東部スポーツ広場
2013/10/23	集草装置付自走式ロータリーモア	東部スポーツ広場
2004/1/30	草刈り機(肩掛け) NB260 長尺シャフト	東部スポーツ広場
2003/2/19	動力噴霧器 バロネットLG-SE	東部スポーツ広場
1995/2/22	コンプレッサー 岩田SV-07CPB100V	東部スポーツ広場
1995/5/25	アタッチメントグランドマット TRM-2型	東部スポーツ広場
2001/10/11	パワーサッチャー 東興産業(株)TH-1	東部スポーツ広場
2016/12/19	スポーツトラクター用牽引棒	東部スポーツ広場
2017/3/21	農薬散布用簡易ブーム	東部スポーツ広場
2018/1/23	ブロードカスタ	東部スポーツ広場
2018/3/30	六角リベアツール	東部スポーツ広場
2021/1/6	ロータリーモア	東部スポーツ広場
1994/7/15	518GW-10458	東部スポーツ広場
2016/9/29	スポーツトラクター	東部スポーツ広場

取得年月日	規 格	設置場所等
2002/5/23	パロネスLM180B	東部スポーツ広場
2010/7/28	ソードカッター（芝剥機）	東部スポーツ広場
2005/1/26	スリットシーダー	東部スポーツ広場
2011/10/25	自走式ロータリーモア（草刈機）	東部スポーツ広場
2019/2/22	ハイバキューム	東部スポーツ広場
2020/6/12	スプレーヤ	東部スポーツ広場
2021/7/7	二相性波形自動体外除細動器（AED）	佐世保市東部スポーツ広場
2024/8/9	バーチカルモア	佐世保市東部スポーツ広場
2024/11/28	乗用スーパーモア	佐世保市東部スポーツ広場
2025/1/9	共立刈払機（SRE2731UT）	佐世保市東部スポーツ広場
2025/1/9	共立ナイロンカッター刈払機（SRE2730UT-N2）	佐世保市東部スポーツ広場
2025/3/24	フットサルゴールネット 六角目	東部スポーツ広場体育館
2025/3/24	共立芝刈機SRE2731UT	東部スポーツ広場ソフトボール場
2025/3/24	共立芝刈機SRE2731UT-NT	東部スポーツ広場ソフトボール場

指定管理者選定評価票(東部スポーツ広場)

(1)審査項目と配点(ウェイト)

評価項目		区分	評価着目点	配点
1	管理運営の方針等	(1)管理運営の方針等	○指定管理者として、本市の政策等を理解した上で、管理運営の基本方針等を提案しているか。 ○指定管理者として施設の管理運営を責任をもって取り組む姿勢があるか。	15
		計		15
2	指定管理者としての適格性	(1)安定的な管理運営を行う体制	○施設の設置目的や性格等を理解し、それらに適した管理運営体制が整っているか。(人員配置や実施方法等)	10
		(2)管理運営を行うにあたっての専門性	○管理運営を行うにあたって専門的な知識を有しており、この知識を管理運営に生かした提案内容であるか。 ○職員の資質向上のための取組みは十分か。	5
		(3)管理実績等	○類似の業務(指定管理業務及び体育施設管理業務)を履行した実績や、これに係る功績等があるか。	10
		(4)危機管理	○日常における事故(物的事故、情報セキュリティ事故等)の防止策等は適切か。 ○事故発生時の対応方針は適切か。	5
		計		30
3	収支計画	(1)管理運営の経費	○収入の増加を図る提案に実現性があるか。 ○支出の節減を図る提案に実現性があるか。 ○収支計画が効果的か。	15
		計		15
4	サービスの向上等	(1)利用者の要望及び苦情対応	○利用者の要望や苦情に対する対応方針は適切か。 ○要望等収集の実施方法等は効果的か。	5
		(2)利用者アンケート等	○利用者アンケートの実施方法は効果的か。 ○利用者アンケートの結果を踏まえた対応策は効果的か。	5
		(3)自主事業計画	○施設の設置目的に寄与する提案内容か。 ○施設の機能を生かした事業内容か。 ○集客が見込める事業内容か。	15
		(4)利用者数の増加等に向けた取組み	○施設の設置目的に合う提案であるか。 ○利用者数の増加や稼働率の向上に向けた取組み等の内容は効果的か。	5
		(5)広報活動計画	○広報活動に関する提案は意欲的かつ効果的か。	5
		計		35
5	地域への貢献	(1)地域への貢献	○地域交流の活性化につながる内容か。 ○地域経済の活性化につながる内容か。 ○地域の人材活用を行う内容か。	5
		計		5
合 計				100

指定管理者選定審査基準(東部スポーツ広場)

(2)採 点

<審査項目ごとの採点>

評価レベル	乗率	
5	100%	特に優れている(高度な能力を有している)
4	80%	優れている(十分な能力を有している)
3	60%	普通(一応の能力を有している)
2	40%	多少不十分である(多少能力が乏しい)
1	20%	不十分である(能力が乏しい)
0	0%	劣っている(能力がほとんどなく、任せることに不安がある)

【各審査項目の得点及び合計点数の算出方法】

○各審査項目の得点

各審査項目の配点(ウエイト)に、評価レベルの乗率を乗じることにより算出する。

$\text{各審査項目の得点} = \text{各審査項目の配点(ウエイト)} \times \text{評価レベル(乗率)}$

○合計得点

各審査項目の得点の合計で、100点満点とする。

佐世保市東部スポーツ広場条例（平成5年12月24日条例第30号）

最終改正:令和6年3月1日条例第2号

改正内容:令和6年3月1日条例第2号 [令和6年4月1日]

○佐世保市東部スポーツ広場条例

平成5年12月24日条例第30号

改正

平成9年3月31日条例第25号
平成11年3月24日条例第4号
平成15年9月26日条例第33号
平成17年3月28日条例第31号
平成23年9月30日条例第30号
平成25年7月3日条例第37号
平成25年12月18日条例第78号
平成25年12月18日条例第79号
平成27年12月18日条例第65号
令和元年7月3日条例第92号
令和5年12月21日条例第40号
令和6年3月1日条例第2号

佐世保市東部スポーツ広場条例

（目的及び設置）

第1条 市民に体育及びレクリエーションの場を提供し、もつて健全な心身の育成と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、佐世保市東部スポーツ広場（以下「広場」という。）を佐世保市浦川内町に設置する。

第2条 削除

（利用の許可）

第3条 広場を利用しようとする者は、第18条第2項の規定により市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。ただし、広場の運営管理に支障を及ぼさないと認められる利用で規則で定めるものについては、この限りでない。

2 指定管理者は、広場の利用を許可する場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により行う許可及び前項の規定により行う許可に付する条件の基準について、指定管理者に指示するものとする。

4 次の各号の一に該当する場合は、広場の利用は許可しない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他指定管理者がその利用を不適当と認めるとき。

（利用料金の納入）

第4条 広場の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 利用料金（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。以下同じ。）は、別表1及び別表2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金の額を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（利用料金の収入）

第5条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

（利用料金の減免）

第6条 指定管理者は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより利用料金を減免することができる。

（利用料金の還付）

第7条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（利用料金を徴収しない場合）

第8条 別表1及び別表2に掲げる体育施設以外の場所の利用については、指定管理者が、スポーツを目的とするものと認めた場合は、利用料金は徴収しない。

（譲渡又は転賃の禁止）

第9条 利用者は、その権利を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

（工作物等の設備）

第10条 利用者が利用場所に工作物その他の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その設備を廃止し、又は変更しようとするときもまた同様とする。

（損害の賠償）

第11条 体育施設等又は器具類を破損若しくは亡失したときは、市長の命ずるところに従つて、補修し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、利用者がその義務を履行しないときは、市長において執行し、義務者からその費用を徴収する。

（利用許可の取消し等）

第12条 利用者が、次の各号の一に該当する場合は、指定管理者は、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) その他指定管理者において必要と認めたとき。

（原状回復義務）

第13条 利用者は、その利用を終ったとき（利用の許可を取り消されたときを含む。）は、直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において執行し、その費用を徴収する。

（入場の制限）

第14条 指定管理者は、次の各号の一に該当する者に対しては、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害をおよぼし、又は他人に迷惑となるおそれがあると認められる者及びこれらのおそれがある物品又は動物の類を携帯する者
- (2) でい酔者及び伝染性の疾患を有する者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者
- (4) その他指定管理者において支障があると認められる者

（行為の禁止）

第15条 広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ自動車等を持ち入れ、又は留め置くこと。
- (7) その他市長が禁止した行為

（損害の帰属）

第16条 広場の利用又はこの条例に基づく処分によつて生じた損害については、市及び指定管理者は一切その責めに任じない。

（指定管理者による管理）

第17条 広場の管理は、第1条に規定する広場の設置目的を遂行するための事業活動を行う法人その他の団体であつて、市長が指定するものにこれを行わせるものとする。

（指定管理者の選定）

第18条 市長は、指定管理者の指定を受けようとする者に次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 管理に係る事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 経営状況を説明する書類
- (4) その他市長が別に定める書類

2 市長は、前項の書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、広場の設置目的を最も効果的に達成することができると認めた者を指定管理者として指定する。

（指定管理者の指定等の公告）

第19条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者を指定したとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する利用の許可、第12条に規定する利用許可の取消し等及び第14条に規定する入場の制限その他利用許可に関連する業務。
 - (2) 第4条に規定する利用料金の納入その他利用料金に関連する業務
 - (3) 広場及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、広場の運営に関して市長が必要と認める業務
- （協定の締結）

第21条 市長は、指定管理者の指定を受けた者と、広場の管理に関する協定を締結する。

2 前項の規定による協定で定める事項は、市長が別に定める。

（業務報告の聴取等）

第22条 市長は、広場の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理に係る業務及び経理の状況に関し、定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（事故報告）

第23条 指定管理者は、広場において事故等が発生した場合には、直ちに市長に報告しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第24条 指定管理者は、広場を管理するにあつて知り得た個人情報（以下「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 この条例に規定する業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報等を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（市長による管理）

第25条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第17条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第3条、第4条第1項及び第2項、第6条から第8条まで、第12条、第14条、第16条並びに別表1及び別表2の規定の適用については、第3条第1項中「第18条第2項の規定により市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「指定管理者に指示する」とあるのは「別に定める」と、同条第4項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第4条第1項中「広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「広場の利用に係る使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「別表1及び別表2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるもの」とあるのは「別表1及び別表2に定める額」と、第6条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条及び第14条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第16条中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表1及び別表2中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公告するものとする。

（委任）

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

（佐世保市総合グラウンド条例の一部改正）

2 佐世保市総合グラウンド条例（昭和45年条例第15号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成9年3月31日条例第25号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

6 第5条の規定による佐世保市東部スポーツ広場条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月24日条例第4号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月26日条例第33号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第31号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第15条中「使用」を「利用」に、「本市」を「教育委員会及び指定管理者」に改め、同条を第16条とし、同条の次に8条を加える改正規定中第18条、第19条及び第21条に係る部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月30日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月3日条例第37号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月18日条例第78号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の別表の規定により既に納付されている利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月18日条例第79号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月18日条例第65号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表1及び別表2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の別表1及び別表2の規定は、この条例の公布の日以後の、平成28年4月1日以降の施設の利用申請に係る利用料金について適用する。

附 則（令和元年7月3日条例第92号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表1及び別表2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の公布の際現に改正前の別表1又は別表2の規定により既に納付されている利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年12月21日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（令和6年3月1日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

グラウンド

区分		利用料金	
		市民 （市内の団体）	市民以外の者 （市外の団体）
ソフトボール場利用	1面1時間につき	590円	780円
ラグビー・サッカー場利用	全面1時間につき	1,470円	1,750円
	半面1時間につき	730円	880円

備考

- 1 高校生（中等教育学校の後期課程の在学学生を含む。以下同じ。）以下の利用については、規定の利用料金の半額とする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、これを1時間として計算する。
- 3 規則に規定する利用時間以外の時間に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に2割を加算した額とする。
- 4 やむを得ない理由により休場日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に2割を加算した額とする。
- 5 照明等の利用については、別に実費を徴収する。

別表2（第4条関係）

体育館

（1）メインアリーナ利用料金

（イ）専用利用料金

区分\利用時間			自 午前9時 至 午後1時	自 午後1時 至 午後5時	自 午後5時 至 午後9時
営利を 目的と しない 場合	体育・スポーツに利 用する場合	入場料等を徴収し ない場合	8,640円	8,640円	8,640円
		入場料等を徴収す る場合	25,920円	25,920円	25,920円
	体育・スポーツ以外 に利用する場合	入場料等を徴収し ない場合	25,920円	25,920円	25,920円
		入場料等を徴収す る場合	77,760円	77,760円	77,760円
営利を目的とする場合			233,280円	233,280円	233,280円

（ロ）練習利用料金

区分	利用料金	
	市民 (市内の団体)	市民以外の者 (市外の団体)
ハンドボールコート1面1時間につき	2,160円	2,700円
バスケットボールコート1面1時間につき	1,080円	1,350円
バレーボールコート1面1時間につき	880円	1,100円
バドミントンコート1面1時間につき	430円	530円
卓球台1台1時間につき	280円	350円

（2）サブアリーナ利用料金

（イ）専用利用料金

区分\利用時間		自 午前9時 至 午後1時	自 午後1時 至 午後5時	自 午後5時 至 午後9時
営利を目的 としない場 合	体育・スポーツに利用する場合	4,320円	4,320円	4,320円
	体育・スポーツ以外に利用 する場合	8,640円	8,640円	8,640円
営利を目的とする場合		77,760円	77,760円	77,760円

（ロ）練習利用料金

区分	利用料金	
	市民 (市内の団体)	市民以外の者 (市外の団体)
バスケットボールコート1面1時間につき	1,080円	1,350円
バレーボールコート1面1時間につき	880円	1,100円
バドミントンコート1面1時間につき	430円	530円
卓球台1台1時間につき	280円	350円

（3）附属施設利用料金

区分	専用附帯利用 (1利用につき)	個別利用(1時間につき)	
		市民 (市内の団体)	市民以外の者 (市外の団体)
多目的室	620円	390円	520円
控室A・B	470円	290円	390円
研修室	950円	600円	790円

備考

1 入場料等を徴収する場合には、規定の利用料金に次に掲げる額を加算する。

（イ）営利を目的としない場合

入場料等の最高額を24倍した額(ただし、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)以下の学校及びその団体にあっては、12倍とする。)

（ロ）営利を目的とする場合

入場料等の最高額を40倍した額

2 専用利用料金のうち高等学校以下の学校団体その他市長が定める団体が高校生以下を参加対象者として主催する行事で、市レベルの規模以上のものに係る利用については、規定の利用料金の半額とする。

3 練習利用料金のうち、高校生以下の利用については、規定の利用料金の半額とする。

4 準備又は後片付けに係る利用については、規定の利用料金の3分の1とする。

- 5 専用利用において、午前9時から午後9時までの時間以外の時間に利用する場合には、利用時間1時間までごとに規定の利用料金の1時間相当額に2割を加算した額を徴収する。
 - 6 練習利用時間及び附属施設の個別利用時間は、1時間を単位とする。ただし、管理運営上必要と認められる時間帯については、利用時間の単位を2時間とすることができる。
 - 7 前号の場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。
 - 8 やむを得ない理由により休館日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に2割を加算した額とする。
 - 9 照明冷暖房等の利用については、別に実費を徴収する。
 - 10 器具の利用料金については、別に規則で定める。
-

佐世保市東部スポーツ広場条例施行規則（令和6年4月1日規則第42号）

最終改正:

改正内容:令和6年4月1日規則第42号〔令和6年4月1日〕

○佐世保市東部スポーツ広場条例施行規則

令和6年4月1日規則第42号

佐世保市東部スポーツ広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保市東部スポーツ広場条例(平成5年条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開場時間等)

第2条 佐世保市東部スポーツ広場(以下「広場」という。)の開場時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者において必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

区分	開場時間	休場日
ソフトボール場	自午前9時 至午後9時30分	毎週火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日と重なるときは、その日後の直近の休日でない日)及び12月29日から1月3日まで
ラグビー・サッカー場	自午前9時 至午後7時	
ゲートボール場	自午前9時 至午後7時	
体育館	自午前9時 至午後9時30分	

(利用の許可申請等)

第3条 条例第3条の規定により広場の利用許可を受けようとする者は、広場利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、広場の利用を許可したときは、広場利用許可書を利用者に交付する。ただし、指定管理者においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 条例第3条第1項ただし書に規定する規則で定める許可を要しない利用は、体育施設以外の場所の利用(専用利用の場合を除く。)とする。

(利用時間の延長等)

第4条 利用者は、やむを得ない理由により当該許可に係る利用時間を超過し、又は繰り上げる必要があるときは、あらかじめ指定管理者に申し出なければならない。

(利用の中止又は変更)

第5条 利用者は、広場の利用を中止し、又は内容を変更しようとするときは、速やかに広場利用中止(変更)届出書を指定管理者に届け出なければならない。ただし、指定管理者においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規定の利用料金の半額とする団体)

第6条 条例別表2備考第2号に規定する市長が定める団体は、公益財団法人佐世保市スポーツ協会に所属する各競技団体及びその上部団体とする。

(器具利用料金)

第7条 条例別表2備考第10号に規定する器具利用料金は、別表1に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 指定管理者は、前項で定めた器具利用料金の額を変更しようとするときは、改めて市長の承認を受けなければならない。

(利用料金の後納)

第8条 利用者は、条例第4条第1項ただし書の規定により利用料金を後納しようとするときは、広場利用料金後納申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第9条 条例第6条の規定に基づき利用料金を減免する場合の要件及び減免の率は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、広場利用料金減免申請書に当該理由を証する書面を添えて指定管理者に提出しなければならない。ただし、別表2第1項に該当し、指定管理者が当該申請書の提出の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

3 次の各号に掲げる場合に該当する広場の利用については、原則として利用料金を減免しないものとする。

(1) 入場料等の徴収を伴う広場の利用

(2) 体育館附属施設の利用

(3) 体育館の器具の利用

(利用料金の還付)

第10条 条例第7条ただし書の規定により、既納の利用料金を還付する場合の要件及びその還付率は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 天災地変その他利用者の責めに帰することのできない事由により広場を利用することができなくなったとき 全額

(2) 利用許可を受けた者が利用の日から30日前までに当該利用の中止を申し出た場合において、市長が正当な理由があると認めたとき 8割

(3) 利用許可を受けた者が利用の日から15日前までに当該利用の中止を申し出た場合において、市長が正当な理由があると認めたとき 6割

(4) 利用許可を受けた者が利用の日から3日前までに当該利用の中止を申し出た場合において、市長が正当な理由があると認めたとき 5割

2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付願を指定管理者に提出しなければならない。

(利用許可書の携帯)

第11条 利用者は、利用許可書を常に携帯し、係員から求められたときはこれを提示しなければならない。

(係員の入場)

第12条 利用者は、広場の係員が管理上必要があつて入場を要求したときは、これを拒むことができない。

(損害の届出)

第13条 利用者その他入場者は、体育施設等又は器具類を破損又は亡失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、市長の指示を受けなければならない。

(利用後の点検)

第14条 利用者がその利用を終わったとき、又は条例第12条の規定による利用許可の取消し若しくは利用の停止を受けたときは、必要に応じて利用施設及び器具類につき係員の点検を受けなければならない。

(端数計算の処理)

第15条 広場の利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(協定の締結)

第16条 条例第21条第2項に規定する協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務に関する事項
 - (2) 管理費用に関する事項
 - (3) 事業報告に関する事項
 - (4) 施設、附属設備及び備付けの物品の取扱い事項
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- (業務報告書の作成及び提出)

第17条 指定管理者は4月1日から翌年3月31日まで(以下「事業年度」という。)の年間業務報告書を作成し、翌年6月30日までに、市長に提出しなければならない。ただし、事業年度の途中で指定を取り消されたときは、指定を取り消された日までの間の年間業務報告書をその取り消された日から起算して3月以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理業務の実施状況及び利用状況
 - (2) 損益計算書又はそれに類するもの
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の実態を把握するために必要なもの
- (市長による管理)

第18条 条例第25条第1項の規定により市長が広場の管理に係る業務を行う場合における第2条、第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第7条第1項、第8条から第10条まで、第13条、第15条並びに別表2の規定の適用については、第2条中「指定管理者において必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と、第3条第1項及び第2項、第4条並びに第5条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条第1項中「器具利用料金は、別表1に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるもの」とあるのは「器具使用料は、別表1に定める額」と、第8条中「利用料金を後納」とあるのは「使用料を後納」と、「広場利用料金後納申請書を指定管理者」とあるのは「広場使用料後納申請書を市長」と、第9条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金の減免」とあるのは「使用料の減免」と、「広場利用料金減免申請書」とあるのは「広場使用料減免申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第10条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金の還付」とあるのは「使用料の還付」と、「利用料金還付願を指定管理者」とあるのは「使用料還付願を市長」と、第13条中「指定管理者に届け出て、市長の指示」とあるのは「市長に届け出て、その指示」と、第15条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表2中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「特別の理由があると認め、市長が承認したとき」とあるのは「特別の理由があると認めたとき」とする。

(補則)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表1（第7条関係）

種別／区分	器具名	単位	1利用につき	備考
音響器具	拡声装置	一式	1,590円	ワイヤレスマイク2本付
	ワイヤレスマイク	1本	1,070円	
	CD・MDプレーヤー	一式	530円	
	ダイナミックマイク	1本	310円	
	拡声装置	一式	1,060円	サブアリーナ
その他器具	コンセント	1個	210円	
	電光得点表示板	1組	530円	
	長机	1脚	50円	
	椅子	1脚	10円	

別表2（第9条関係）

要件		減免率
1	国又は地方公共団体の機関が防災、防疫又はその訓練のために使用するとき。	全額
2	指定管理者が特別の理由があると認め、市長が承認したとき。	指定管理者が定める額

体育施設優先使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次の各号に掲げる条例（以下「各施設条例」という。）に基づき行われる体育施設（体育文化館のホールを除く。以下同じ。）の使用（指定管理者が管理する体育施設の利用を含む。以下同じ。）に関し、その優先使用希望の申請について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 佐世保市総合グラウンド条例（昭和45年条例第15号）
- (2) 佐世保市体育文化館条例（昭和58年条例第13号）
- (3) 佐世保市温水プール条例（昭和62年条例第6号）
- (4) 佐世保市東部スポーツ広場条例（平成5年条例第30号）
- (5) 佐世保市北部ふれあいスポーツ広場条例（平成8年条例第45号）
- (6) 佐世保市吉井地区及び世知原地区体育施設条例（平成16年条例第88号）
- (7) 佐世保市宇久地区体育施設条例（平成17年条例第114号）
- (8) 佐世保市小佐々地区体育施設条例（平成17年条例第115号）
- (9) 佐世保市江迎地区体育施設条例（平成21年条例第83号）
- (10) 佐世保市鹿町地区体育施設条例（平成21年条例第84号）

(優先使用希望申請ができる行事及び時期)

第2条 体育施設の予約は、使用希望日（複数日にわたる場合はその初日。以下同じ。）の前年度の1月若しくは2月に行う専用(大会)利用予約のための日程調整会（宇久地区体育施設及び江迎地区体育施設を除く。）又は使用希望日の前月から予約可能な練習使用予約等において申込みを受けて調整して決定することを原則とするが、別表1に掲げる行事に限っては、それぞれ同表に掲げる時期に優先使用希望申請ができるものとする。

(優先使用希望の申請)

第3条 体育施設の優先使用を希望する者は、別表2に掲げる区分に応じた手続きに従い、市長又は指定管理者に申請を行うものとする。

- 2 前項の規定による優先使用希望の申請は、使用希望日の前年度の11月30日までに行わなければならない。

(優先希望使用申請の承認決定等)

第4条 市長又は指定管理者は、前条の規定により優先使用希望申請があった場合は、内容精査後、速やかに、これを承認又は承認しないことを決定するものとする。

2 前項の場合において、市長又は指定管理者は、別表1に掲げる基準によって、当該決定を行うものとする。ただし、市長又は指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（優先使用希望承認書の交付）

第5条 市長は、優先使用希望の承認を決定したときは、速やかに優先使用希望承認書（様式2）を優先使用を希望した者に交付するものとする。

2 指定管理者は、優先使用希望の承認を決定したときは、速やかに指定管理者の定める承認書を優先使用を希望した者に交付するものとする。

（使用許可申請書の提出時期）

第6条 前条第1項の規定により優先使用希望の承認を受けた者は、使用希望日の属する月の2月前の月の末日までに、各施設条例に定められた使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定により優先使用希望の承認を受けた者は、使用希望日の属する月の2月前の月の末日までに、各施設条例に定められた使用許可申請書を、指定管理者に提出しなければならない。

（使用の中止又は変更）

第7条 第5条第1項の規定により優先使用希望の承認を受けた者が、当該体育施設の使用を中止し、又は内容を変更しようとするときは、速やかに体育施設優先使用希望（中止・変更）届出書（様式3）を市長に届け出なければならない。

2 第5条第2項の規定により優先使用希望の承認を受けた者が、当該体育施設の使用を中止し、又は内容を変更しようとするときは、速やかに指定管理者が定める届出書を指定管理者に届け出なければならない。

（優先使用希望承認の取消等）

第8条 市長及び指定管理者は、偽りその他不正な手段により優先使用希望の承認を受けた者に対して、その優先使用希望承認の取消又は制限若しくは停止を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条及び第 4 条関係）

	行事	申請できる時期
1	佐世保市長、長崎県知事、佐世保市議会議員、長崎県議会議員、衆議院議員及び参議院議員の選挙開票	使用希望日の 3 年前の日から
2	各地域・国での予選大会・選考会を経て開催されるスポーツ国際大会	
3	各地区ブロック予選・県大会予選を経て開催されるスポーツ全国大会	
4	各地区ブロック予選・県大会予選を経て開催されるスポーツ西日本ブロック大会及び九州大会	使用希望日の 2 年前の日から
5	開催により多数の宿泊者があるなど、本市に経済的な波及効果が見込まれる行事	
6	佐世保市スポーツマンス関連行事	使用希望日の 3 年前の日から
7	佐世保市中学校体育大会（新人戦は除く）	
8	ながさき県民総スポーツ祭（長崎県民体育大会、長崎県民スポーツ・レクリエーション祭）	
9	長崎県中学校総合体育大会	
10	長崎県高等学校総合体育大会	
11	市又は教育委員会が主催する全市的な公共性の高い行事	
12	市又は公益財団法人佐世保市スポーツ協会が主催するスポーツに関する大会、講習会及び講演会	
13	その他市又は指定管理者が特に認める行事（指定管理者が認める場合にあつては、事前に市と協議したもの	

	に限る。)	
--	-------	--

備考 5の行事はスポーツ振興課で判断を行うものとし、行事の実績についても、その後の優先使用申請時の参考とする。

別表2（第3条関係）

優先使用希望する体育施設	提出書類	提出先
吉井地区体育施設 世知原地区体育施設 宇久地区体育施設 江迎地区体育施設	・優先使用希望申請書（様式1） ・当該体育施設を優先して使用しなければならない理由を明記した資料（行事規模や参加人数、市内宿泊予定者数等がわかる資料等）	市長
総合グラウンド 体育文化館 温水プール 東部スポーツ広場 北部ふれあいスポーツ広場 小佐々地区体育施設 鹿町地区体育施設	・指定管理者が定める申請書 ・当該体育施設を優先して使用しなければならない理由を明記した資料（行事規模や参加人数、市内宿泊予定者数等がわかる資料等）	当該体育施設の指定管理者

学校ナイター管理業務仕様書

- 1 対象校 早岐中学校
- 2 施設の供用に関すること
 - (1) 施設の使用申請の受付、許可発行等の代行業務
 - (2) 各学校・市との使用日程調整
- 3 施設の管理等に関すること
 - (1) 施設管理に要する経費の支出（光熱水費を除く）
 - (2) ナイター照明設備の簡易的な点検及び補修
 - (3) 使用状況及び使用料等の統計業務及び、報告書作成

以 上